

## 大学おうえん協議会大学訪問支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県北部地域及び大分県南部地域の学校等の生徒が、地域、医療、生命科学分野の人材育成を行う県北地域唯一の総合大学である九州医療科学大学（以下「大学」という。）を訪問する機会を創出し、大学の魅力を体感する機会を増やすことで、大学の魅力を発信するとともに、地域からの将来的な学生確保を目的に、宮崎県北部地域及び大分県南部地域の学校等が大学を訪問する際の経費の一部を補助することについて、大学おうえん協議会（以下、「協議会」という。）予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宮崎県北部地域 延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町をいう。
- (2) 大分県南部地域 佐伯市、臼杵市及び津久見市をいう。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の中学部並びに高等部をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、宮崎県北部地域及び大分県南部地域の学校等とする。

### (補助対象となる事業)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) 大学を訪問し、大学内の見学をはじめ、施設や行事を体験する場合とし、訪問の受入れについて事前に大学が了承していること。
- (2) 1回の訪問につき、原則として10名以上の生徒が参加すること。ただし、協議会会長（以下「会長」という。）が適当であると認める訪問の場合はこの限りではない。
- (3) 主たる目的地が大学であること。
- (4) 各年度の4月1日から3月31日までの期間に実施するものであること。

(5) 会長が補助金を交付することが適当と認める訪問であること。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を、訪問日の 14 日前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 大学おうえん協議会大学訪問支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 大学訪問計画書及び訪問承諾書（様式第2号）
- (3) 訪問の行程表
- (4) 貸切バス等を使用して訪問する場合は、貸切バス借上げの見積書

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 会長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について次の各号に掲げるいずれかの重要な変更をしようとするとき、又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ大学おうえん協議会大学訪問支援補助金変更・中止承認申請書（様式第4号）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施日の1か月を超える変更
- (2) 補助交付決定額からの増額又は20%を超える減額となる変更

2 会長は、前項の規定による申請を承認したときは、前条の規定に準じ補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 大学おうえん協議会大学訪問支援補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 大学訪問報告書（様式第6号）

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告を受け、その内容の審査の結果、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに大学おうえん協議会大学訪問支援補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた時は、大学おうえん協議会大学訪問支援補助金請求書(様式第8号)により補助金の請求を行うものとする。

2 会長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、会長はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 大学訪問を実施しなかったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、補助金の交付が不適當であると会長が認めるとき。

(その他)

第13条 この要綱に掲げるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額 (限度額)	補助率
(1) 申請者が所有するバス等を使用して訪問する場合	燃料代及び有料道路利用料金  「延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき、学校等から大学までの範囲で、最も合理的な経路及び方法での移動に要した距離に37円/kmを乗じた額を燃料費とする。	50千円	10分の10
(2) 貸切バス等を使用して訪問する場合	燃料代及び有料道路利用料金を含む貸切バス等借上げに要する経費	貸切バス1台あたり上限50千円	2分の1